

平成17年度の介護保険料を変更します

浄化槽設置費の補助について

介護保険の財源は？
介護保険は、40歳以上のみなさんが納めた保険料と、国・県・市町村の負担金等で運営されています。
光市の介護サービスにかかる総額（利用者負担分を除く）の50%を公費で賄い、残りの50%を被保険者が負担します。（うち65歳以上の方18%）

65歳以上の方の介護保険料を変更します（平成17年度）

あなたの保険料は？【65歳以上（1号被保険者）の方の場合】

対象者	保険料	段階
・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人	21,540円 (月額1,795円)	第1段階 (基準額×0.5)
・世帯全員が住民税非課税の人	32,310円 (月額2,692円)	第2段階 (基準額×0.75)
・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	43,080円 (月額3,590円)	第3段階 (基準額)
・本人が住民税課税で前年の 合計所得金額が200万円未満の人	53,850円 (月額4,487円)	第4段階 (基準額×1.25)
・本人が住民税課税で前年の 合計所得金額が200万円以上の人	64,620円 (月額5,385円)	第5段階 (基準額×1.5)

介護保険料の納付について

【65歳以上の方（第1号被保険者）】
保険料は原則として年金から納めることになっていきます。年金の定期払いのときに介護保険料としてあらかじめ差し引かれます。
ただし、次に当てはまる方は、光市より送られてくる納付書10期払いまたは口座振替（取扱い金融機関にて登録が必要）で納めていただきます。

年度途中で、65歳になった方
他市町村から転入した方
所得段階が変わった方等
老齢年金が、年額18万円未満の方

【40～65歳未満の方（第2号被保険者）】

介護保険料は、加入している医療保険の計算方法により決められ、医療保険料（税）と合わせて支払っていただきます。
詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。

問合せ あいばく光 介護保険係
0833(74)3003

川や池の汚れの主な原因は、家庭から出される生活雑排水です。この処理対策として、し尿だけでなく、台所・浴室等から排出される生活雑排水と一緒に処理することができ、併合処理浄化槽です。
市では、川などの環境を守るため、今年度も浄化槽設置費の補助を行います。

対象 公共下水道認可区域を除く地域で、平成17年4月から平成18年3月までに設置される人
受付期間 4月18日から随時受付
補助は予算の範囲内で締め切りです。

補助対象の浄化槽 専用住宅に設置される10人槽以下の浄化槽で、全国浄化槽団体連合会に登録された浄化槽

浄化槽の補助金額

【区分】浄化槽、変則浄化槽
延べ床面積130㎡未満・5人槽
…35万4000円
延べ床面積130㎡以上・6～7人槽
…41万1000円
2世帯住宅等・8～10人槽…51万9000円

人槽は建物（居宅）の面積により決定されます。（2世帯住宅等を除く）

上記以外に、高度処理型の浄化槽に対する補助もあります。
浄化槽設置補助費に関する問合せ
環境保全課0833(72)1400
内線280・282

【市からのお問い合わせ】

浄化槽を設置しても、適切な維持管理をしないと、浄化槽の本来の目的である生活雑排水の処理ができず、処理されていない状態で排水されることとなります。
浄化槽法で義務づけられていますので、浄化槽の管理者は必ず定期的に、法定検査、保守点検・清掃等を行い地域の水環境の保全に努めましょう。

浄化槽維持管理に関する問合せ

山口県周南健康福祉センター10834(33)6429または環境事業課0833(72)1400 内線300・301



The information for your life

暮らしの情報ひろば

お知らせ



ゴールデンウィーク中のし尿収集業務のお休み

旧光市域については、4月29日から5月5日まで、旧大和町域は4月29日、5月1日、5月3日から5月5日までし尿収集業務を休みます。

緊急連絡先

旧光市域…松村0820(5)6(4)348
旧大和町域…友利0820(4)8(5)139

問合せ

旧光市域…環境整備0833(71)2481
旧大和町域…大和清掃興業0820(4)8(5)139

戸籍の届出の際に職業・産業の記入をお願いします

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は、皆さんからの出生・死亡・産産・婚姻・離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるもので、国勢調査の行われる年には、届書に職業を記入していただくこととなります。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いします。調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。
平成17年は国勢調査の年で、届出をされる方にはご面倒をおかけしますが、ご協力をお願いしますようお願いいたします。

ます。

調査期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

調査項目・対象者

出生届…子どもが生まれたときの父母の職業
死亡届…死亡したときの本人の職業および産業
産産届…産産があったときの父母の職業
婚姻届…同居を始める前の夫妻の職業
離婚届…別居する前の夫妻の職業

調査方法 調査対象となる戸籍届の所定の欄に、職業の記入をお願いします。

例
教員、プログラマー…専門・技術職
一般事務員、集金人…事務職
飲食店主、小売店主、外交員

販売職

美容師、調理師、ホームヘルパー…サービス職

また、死亡届には、「農業」、「建設業」、「不動産業」といった産業の記入も併せてお願いします。

詳しくは、窓口でおたずねください。
問合せ 市民課戸籍住民係
0833(72)1400 内線273

市長資産公開

市では、「政治倫理の確立のための光市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長が平成17年2月に作成した資産等報告書を公開します。
閲覧開始 4月25日から

閲覧時間 8時30分～17時15分（ただし、土・日・祝日を除く）
閲覧場所 市役所総務課
問合せ 総務課文書法令係
0833(72)1400 内線248

警察署の管轄区域が変わりました

4月1日から、大和地域を管轄する警察署が、平生警察署から光警察署に変更となりました。該当地域にお住まいの方は、各種許可（運転免許証更新手続き等）、事件事故等を取り扱う警察署が変更となりますので、お知らせいたします。
問合せ 光警察署0833(72)0110

